別紙４　国産シェア拡大対策（園芸作物等）

第１　趣旨

昨今の国際情勢の不安定化に伴い、生産資材コストの急騰や物流の混乱等が生じている中で、我が国の食料安全保障にもつながる園産産地等の強化を実践し、園芸作物等の国産シェアを拡大するため、生産体制の合理化、出荷作業及び流通の合理化等を総合的に支援し、園芸産地等が抱える生産・流通・加工のあらゆる面での課題に緊急に対応する。

第２　事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

Ⅰ　生産・流通支援

Ⅱ　大型加工施設整備

Ⅰ　生産・流通支援

第１　事業実施主体

事業実施主体は、以下の１に掲げる者とし、２及び３に定める要件を満たすものとする。

１　事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

（１）農業協同組合連合会

（２）農業協同組合

（３）農事組合法人

（４）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（５）特定農業団体

（６）農業者の組織する団体

２　事業実施主体は、受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。）が５名以上であること。

３　事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

第２　事業内容、補助対象経費、補助率等

１　出荷作業合理化実践支援

（１）事業の取組内容

成果目標の達成に必要となる集出荷貯蔵施設の整備。ただし、11 型プラスチックパレットの導入に必要な以下の取組に限る。

ア　導線の変更に伴うレール改修等の施設改良

イ　パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等の導入

（２）対象品目

本事業の対象品目は、野菜、果樹、いも類（ただし、でんぷん原料用かんしょは除く。）に限る。

（３）対象地域

ア　本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

イ　市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通２の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が 10 年以内のものに限ることとする。

（４）面積要件

共通３のとおりとする。

（５）補助率

補助率は、１／２以内とする。

（６）上限事業費

上限事業費は、共通１のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

（７）費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通７により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

（８）施設の補助対象基準

ア　整備事業で整備する施設については、別表２に定める集出荷貯蔵施設の補助対象基準を満たすものとする。

イ　事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

ウ　補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ　施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

オ　都道府県知事は、第５の２による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが 70％未満の状況が３年間継続している場合）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第８号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

カ　施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

キ　施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

ク　施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要領に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

ケ　事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する

団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

（ウ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（エ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

コ　本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別紙様式第１号に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

サ　補助対象経費や事務手続については事務取扱を準用するものとする。

２　生産体制合理化実践推進支援

（１）事業の取組内容

加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入。

（２）事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜に限る。

（３）補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表１の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

ア　農業用機械等・設備のリース方式による導入の取組

加工・業務用野菜の生産拡大等において新たに必要となる農業用機械等、設備のリースに要する経費とする。

イ　次に掲げる経費は補助対象としない。

（ア）国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

（イ）加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組

（ウ）農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

（エ）新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット

等による販売促進を目的とした宣伝・広告

（４）補助率等

ア　本事業の補助率は、１／２以内とする。

イ　１事業計画当たりの補助限度額は５千万円とする。

（５）補助要件

ア　実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。

イ　機械化一貫体系の確立により省力化・低コスト化を図ること。

ウ　目標年度以降も、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

（６）農業用機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

ア　農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業用機械・設備は、本体価格が 50 万円以上であるものとする。

イ　農業用機械等のリース料補助金の額は、対象機械ごとに次の（ア）及び（イ）の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第３位の数字を四捨五入して小数第２位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×１／２以内

ウ　事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

エ　対象機械の範囲

導入する農業用機械等は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

（ア）トラクター

（イ）農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックフォー、パソコン等）

（ウ）中古の機械（ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数

（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。）

（エ）機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

オ　利用条件

（ア）事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業用機械等を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

（イ）本事業で助成の対象となる農業用機械等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

（ウ）導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

（エ）本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

カ　リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）リース事業者及びリース料が（９）により決定されたものであること。

（イ）リース期間が１年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

（ウ）国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

（９）リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア　本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ　本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則

として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(10) 補助金の支払申請に係る書類

ア　事業実施主体は、（９）の入札結果及びリース契約に基づき農業用機械等を導入する場合は、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ　地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、（６）に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(11) スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔潅水管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(12) 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してコンバイン等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和４年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

３　新素材活用生産資材の導入

（１）事業の取組内容

事業実施主体は、ア、イのいずれか若しくはア、イの両方に取り組むことができる。

ア　受益農業従事者による野菜の生産拡大に必要な生分解性マルチの導入の支援

イ　生分解性マルチの導入による効果等の情報発信に係る取組

（２）事業対象品目

本事業の助成の対象品目は、野菜、いも類（ただし、でんぷん原料用かんしょは除く。）に限る。

（３）補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によっ

て金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表１の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

ア　生分解性マルチ導入の取組

生分解性マルチと通常マルチとの購入費の差額

イ　生分解性マルチの導入による効果等の情報発信

生分解性マルチの普及・定着を図るため、導入による効果やそれを活かした地域の取組等を周知するため、チラシ等の作成、ホームページやセミナー等による情報発信に必要な経費

ウ　次に掲げる経費は補助対象としない。

（ア）国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

（イ）農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

（ウ）新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

（４）補助率等

ア　本事業の補助率は、（１）のアは定額（１／２相当）、（１）イは定額とする。

イ　１事業計画当たりの補助限度額は、（１）のア若しくは（１）のア、イの両方に取り組む場合は２千５百万円（ただし、イの取組については 50 万円を上限とする。）、（１）のイのみ取り組む場合は 50 万円とする。

ウ　生分解性マルチ導入の補助金の額の算定方法

生分解性マルチと通常マルチとの購入費の差額については、次に定めるマルチの規格（幅）別の支援単価に、受益農業従事者が購入予定の生分解性マルチの長さ（１本当たりの長さ×本数）を乗じて算定する。また、事業費の総額は、規格ごとに算定した金額の合計とする。

表中の規格に該当しない場合は、購入予定の生分解性マルチの規格より小さく、かつ最も近い規格の支援単価により算定する。なお、幅 95cm 未満のものは補助対象としない。

生分解性マルチの規格（幅）	生分解性マルチ1m 当たりの補助金単価
95cm	11.0 円
120cm	15.0 円
135cm	15.7 円
150cm	18.7 円
180cm	17.2 円

（５）補助要件

ア　３の（１）のアを実施する場合は、生分解性マルチの導入による省力化の効果を活かした対象品目の栽培面積の拡大や他品目の導入、機械化一貫体系の構築など、生分解性マルチの導入効果を活かした取組

を一つ以上行うこと。

イ　補助対象となる生分解性マルチについては、次期の作付けのために購入するものに限り、同一ほ場で２回以上作付けを行う場合は、１回分のみを補助対象とする。

ウ　前作で生分解性マルチを利用している農業従事者は補助対象としない。

第３　成果目標及び目標年度の設定

１　成果目標

（１）第２の１の成果目標は、単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を５％以上削減されることとする。

（２）第２の２の成果目標は、契約取引の割合を 10％以上増加させ、かつ契約取引の割合全体を 50％以上とすること、かつ労働生産性の 10％以上を向上することとする。

（３）第２の３の成果目標は、対象品目の全出荷量に占める契約栽培取引量を 10%以上増加すること、又は 10a 当たり労働時間を 10%以上削減することとする。

２　目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

３　事業実施期間

１年間とする。

第４　事業実施計画等

１　事業実施計画の作成

（１）事業実施主体は、別紙様式第１号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、（１）により提出された事業実施計画の内容を審査し、３の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第２号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

２　事業の審査等

（１）地方農政局長等は、１（２）により提出された都道府県計画について、第２の２の（５）、第２の３の（５）の補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

（２）農産局長は、（１）により報告のあった都道府県計画について、第６の１の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の通知に基づき、都道府県計画を審査し、都道府県知事に通知するものとする。

（４）都道府県知事は、（３）の審査に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を審査し、当該事業実施主体に通知するものとする。

（５）事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、１及び２の（１）から（４）までに準じた手続を行うものとする。

ア　成果目標の変更

イ　上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

（６）本要綱第６第２項第１号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第３号により都道府県知事に提出するものとする。

（７）（６）により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

（８）都道府県知事は、（６）による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

３　事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添の審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、第２の２の取組においては、第２の２の（５）、第２の３の取組においては第２の３の（５）の補助要件を満たしていることを確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

第５　点検評価等

１　事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

（１）事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第４号により作成し、報告に係る年度の翌年度の７月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

（２）都道府県知事は（１）により報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の８月末日までに、別紙様式第５号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合など、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

２　事業の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

（１）事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の７月末日までに、別紙様式第６号により都道府県知事に報告するものとする。

（２）都道府県知事は、（１）の事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の８月末日までに、別紙様式第７号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

（３）都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、第５の１の（１）と併せて７月末日までに改善状況の報告をさせるとともに、第５の１の（２）と併せて８月末日までに地方農政局長等に当該改善状況を報告するものとする。ただし、以下に該当する場合にあっては、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、（４）の地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（４）地方農政局長等は、（２）の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

（５）地方農政局長等は、（３）の都道府県知事からの報告を受けた場合には、必要に応じて都道府県知事に対し助言及び指導を行うものとする。
（６）地方農政局長等は、（４）の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
（７）事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
（８）国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第６　その他

１　配分基準

都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

（１）都道府県配分額の算定

都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取りやめになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害など、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア　地方農政局長等は、第４の３により提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

イ　アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（第２の１の取組においては、都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択するものとするが、産地営農体系革新計画と連携した取組については、要望額にかかわらず優先的に採択するものとする。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

２　第２の１の事業における留意点

（１）周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

（２）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

（３）周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

（４）ＰＦＩ法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合はＰＦＩ法の活用に努めるものとする。

（５）管理運営

ア　管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ　管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ　指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ　事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

（６）ＧＡＰへの対応

本事業において施設等を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

（７）作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとす

る。

（８）先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

３　第２の３の事業における留意点

（１）証拠書類の保管

第２の３の（１）のアを取り組む場合は、受益農業従事者及び事業実施主体は証拠書類を整理し、保管しなければならない。なお、第２の３の（１）のイに取り組む場合についても、事業を実施したことがわかる書類を整理し、保管すること。

ア　受益農業従事者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するとともに、事業実施主体又は地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

（ア）補助金の交付額算定の根拠となる書類（見積書等）

（イ）取組を実施したことが確認できる書類（領収書や納品書等の購入伝票（生分解性マルチの幅、長さ、購入本数、金額、日付が記載されているもの）、作業日誌、写真等）

（ウ）補助要件を確認する書類

イ　事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

（ア）本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）

（イ）受益農業従事者から提出された書類（補助要件を確認する書類、購入伝票等）

（ウ）受益農業従事者への指導監督に係る書類

（エ）受益農業従事者への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

（オ）補助金の交付額算定の根拠となる書類（見積書等）

（２）現地確認

ア　第２の３の（１）のアの取組を行った事業実施主体は、受益農業従事者数の平方根の数（小数点以下切り上げ）を抽出し、生分解性マルチの導入の取組が適切に行われているか、現地確認を行うものとする。

イ　アの確認を円滑、かつ、適正に行うため、事業実施主体は受益農業従事者に対し、生分解性マルチの導入の取組に関する書類等を保存するよう、指導しなければならない。

４　推進指導等

（１）都道府県は、事業実施主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

（２）都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

（３）補助金の経理の適正化本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年 11 月 20 日付け７経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

（４）作業安全対策の実施

都道府県及び事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

５　管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち１件当たりの取得金額が 50 万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添１　第２の１　出荷作業合理化実践支援関係
審査基準

区　分	指　標	備　考
１．流通コスト 　単位面積又は単位収量当たりの集出荷･販売経費（卸売手数料を除く。）を縮減する取組を行うものとする。 　なお、５％以上の縮減は必須とする。	21％以上・・・・・・・８ポイント 17％以上・・・・・・・６ポイント 13％以上・・・・・・・４ポイント ９％以上・・・・・・・２ポイント	
２．品目加算 　国産切り替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。 　なお、総出荷量又は総出荷額のうち上記７品目が占める割合を25％以上とすることは必須とする。	50％以上・・・・・・・10ポイント 45％以上・・・・・・・８ポイント 40％以上・・・・・・・６ポイント 35％以上・・・・・・・４ポイント 30％以上・・・・・・・２ポイント	たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの７品目から選定。
３．契約取引割合 　当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が増加する場合は加算できるものとする。 ※４を選択した場合は選択不可	33ポイント以上・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・８ポイント 19ポイント以上・・・・６ポイント 12ポイント以上・・・・４ポイント ５ポイント以上・・・・２ポイント	事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の１％以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の 0.1％以上の場合は下記のとおりとする。 ・当該品目の契約取引数量を10％以上増加 70％以上・・・10ポイント 55％以上・・・８ポイント 40％以上・・・６ポイント 25％以上・・・４ポイント 10％以上・・・２ポイント
４．加工・業務用向けの割合 　総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合が増加する場合は加算できるものとする。 ※３を選択した場合は選択不可	５　ポイント以上・・・・10ポイント 4.5ポイント以上・・・・８ポイント ４　ポイント以上・・・・６ポイント 3.5ポイント以上・・・・４ポイント ３　ポイント以上・・・・・２ポイント	

別添２　第２の２　生産体制合理化実践推進支援
審査基準

区　分	指　標	備　考
１．契約取引の割合 当該目標で設定する面積の 50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うことを必須とすること。 生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であることは必須とすること。	80%以上・・・・・・・７ポイント 70%以上・・・・・・・６ポイント 60%以上・・・・・・・５ポイント	複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が 50%以上であること。
２．労働生産性 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。 ５%以上縮減することは必須とすること。	41%以上・・・・・・・８ポイント 31%以上・・・・・・・６ポイント 21%以上・・・・・・・４ポイント 11%以上・・・・・・・２ポイント	
３．作付面積規模 加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	合計面積 30ha 以上・・・・・・・５ポイント 20ha 以上・・・・・・・３ポイント 10ha 以上・・・・・・・１ポイント	
４．品目加算 国産切り替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。 なお、総出荷量又は総出荷額のうち上記７品目が占める割合を25%以上とすることは必須とする。	50%以上・・・・・・・10 ポイント 45%以上・・・・・・・８ポイント 40%以上・・・・・・・６ポイント 35%以上・・・・・・・４ポイント 30%以上・・・・・・・２ポイント	たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの７品目から選定。
５．都道府県加算 事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。	６ポイント	一の又は複数の事業実施計画に加算できるものとする。 ただし、一地区当たりに加算できるポイントは２ポイントまでとする。
６．主食用水稲からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付した面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	・10ha 以上・・・３ポイント ・５ha 以上・・・２ポイント ・３ha 以上・・・１ポイント	
７．農福連携の推進 事業実施主体が、障害者を１名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ 960 時間につき、１名の障害者雇用とみなすことができるものとする。	２ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意)。
８．ＧＡＰ認証等の取得 事業実施主体が、ＧＡＰ認証（ＧＬ	２ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任

ＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．、ＡＳＩＡＧＡＰ、ＪＧＡＰ）を取得している場合は加算できるものとする。		意)。
９．環境負荷低減事業活動の促進 以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。 ア　事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 (ア) 法第 19 条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) 法第 39 条第１項に規定する基盤確立事業実施計画 イ　事業実施地域が法第 16 条第１項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。	２ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意)。

別添３　第２の３関係　新素材活用生産資材の導入関係　審査基準

区　分	指　標	備　考
１．生分解性マルチに転換するほ場の面積 　目標年度にマルチ栽培面積のうち、生分解性マルチを使用するほ場の面積の割合で評価を行うものとする。	目標年度のほ場面積の割合 ・90%以上・・・５ポイント ・70%以上・・・４ポイント ・50%以上・・・３ポイント ・30%以上・・・２ポイント ・10%以上・・・１ポイント	
２．労働生産性 　10a 当たり労働時間を縮減することとする。 　５％以上の縮減を必須とする。	・25%以上　・・・４ポイント ・20%以上　・・・３ポイント ・15%以上　・・・２ポイント ・10%以上　・・・１ポイント	
３．品目加算 　目標年度に国産切り替えを重点的に進める品目を導入する場合は加算できるものとする。	品目数 ・２品目以上・・・２ポイント ・１品目　　・・・１ポイント	たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの７品目から選定。
４．用途加算 　生分解性マルチへの転換について、加工・業務用を対象として取り組む場合は加算できるものとする。	○目標年度に加工・業務用又は冷凍用に取り組む場合 ・冷凍野菜用が含まれる場合 ・・・３ポイント ・加工・業務用・・２ポイント ○既に加工・業務用又は冷凍用に取り組んでいる場合 ・冷凍野菜が含まれる場合 ・・・２ポイント ・加工・業務用・・１ポイント	
５．情報発信の取組 　生分解性マルチの導入による効果等の情報発信に取り組む場合に加算できるものとする。	・取組３つ以上・・３ポイント ・取組２つ・・・　２ポイント ・取組１つ・・・　１ポイント	要綱別紙４の第２の３の（３）「補助対象経費」のイによる取組を自費で行っている場合も含む
６．加算 以下のいずれかに該当する場合 ア　事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下、「法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。	２ポイント	

（ア）法第 19 条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第 39 条第１項に規定する基盤確立事業実施計画 イ　事業実施地域が法第 16 条第１項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。若しくは交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。		

別表１　補助対象経費
第２の２関係

費目	細目	内容	注意点
事業費	リースに要する経費	・事業を実施するために直接必要な農業用機械等、設備のリースに要する経費	

注１　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
注２　表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。
・　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
・　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
注３　次の取組に係る経費は、補助対象外とする。
・　国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
・　農産物等の販売価格支持又は所得補てん
・　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表１　補助対象経費
第２の３関係

費目	細目	内容	注意点
備品費		・本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費。 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格が 50 万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
賃金等		・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上費	・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。 ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。

	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（ 補助事業実施期間内） 又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験に用いる低廉な器具	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代	
旅費	委員旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	事業実施主体等旅費	・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費	
謝金		・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び対策事業取組実施者に対する謝金は認めない。

委託費		・本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部分を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的･効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注に係る経費	
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

注１　上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は対策事業取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。

注２　補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表２　施設の補助対象基準（第２の１関係）

集出荷貯蔵施設		・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、１棟おおむね 100 平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する２次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農用地区域及び生産緑地以外で生産されたものであっても、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。
	集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
	予冷施設	・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
	貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、ＣＡ貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
	選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにＩＤコードや２次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。 ・出荷作業及び流通の合理化に必要な施設改良、パレタイザー、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトに限る）等を整備することができる。

	青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
	残さ等処理施設	
	通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。
	附帯施設	